

令和 7 年度

大津市生涯学習センターにおける飲料用自動販売機の設置に
係る行政財産（建物）の貸付けに関する一般競争入札要領

受付期間

令和 8 年 1 月 22 日（木）から令和 8 年 2 月 12 日（木）まで

入札日

令和 8 年 3 月 6 日（金）

大津市教育委員会 生涯学習センター

この要領は、大津市生涯学習センターにおける飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に係る行政財産（建物）の貸付けについて、飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札の方法により選定するため、必要な手続きを定めたものです。

入札に参加希望される方は、この要領をよく読み、各事項を承知したうえ、お申込ください。

1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

自動販売機を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

件名	大津市生涯学習センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け
施設の名称	大津市生涯学習センター
所在地	大津市本丸町6番50号
設置場所	大津市生涯学習センター 4階
貸付箇所	設置場所に同じ
設置台数	1台
貸付面積 (※1)	1. 32m ²
外形寸法 (※2)	幅1.20m×奥行き0.90m×高さ2.00m以内（自動販売機部分） 幅0.52m×奥行き0.46m×高さ2.00m以内（容器回収箱部分）
最低貸付料	貸付料総額（3年間） 金31,059円
貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（※1） 貸付面積は自動販売機部分と容器回収箱部分の面積を合計した面積とする。

（※2） 自動販売機部分の外形寸法には、放熱余地部分を含む、メーター等は含まない。

（参考）

休館日	毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日以降最初に到来する休日でない日）、毎月第3日曜日、12月29日から翌年1月3日まで
開館時間	上記休館日以外の日の 午前9時から午後9時まで ただし、職員の勤務時間は、午前8時40分から午後5時25分まで
過去の売上実績	集計期間：令和6年10月から令和7年9月まで 販売本数：5,676本 売上金額：762,730円
現在生涯学習センターにある自動販売機	今回の入札物件以外なし
設置場所の環境	1階にレストラン有り（営業時間：午前9時30分から午後5時まで） 敷地内全面禁煙 施設内の飲食について、貸室内では原則可能。ただし、その他の場所では禁止。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大津市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。

(2) 貸付期間

貸付物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、この契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付期間の更新は行わないものとする。

(3) 貸付け料

入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付け料（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

各年度、納入通知書により大津市が指定する期日までに、一括納付すること。

(4) 必要経費

光熱水費の負担については、設置事業者の負担とする。

設置事業者は、自動販売機に光熱水費の使用料を計る専用メーターを設置し、それによる実費を大津市が指定する期限までに全額納入すること。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものに限る。

- ア. 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- イ. 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。
- ウ. 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア. 入札条件を遵守し、貸付け料及び光熱水費を大津市が指定する期限までに確実に納付すること。
- イ. 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大津市の指示に従うこと。
- ウ. 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大津市と協議を行うこと。

- エ. 近隣地域の他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア. 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ. 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要な数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ. 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ. 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大津市に請求することができない。

(9) 売上実績の報告

設置事業者は、売上本数及び売上金額について、大津市へ年1回報告を行うこと。

3 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 過去2年間において、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 個人の場合は大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者であること。
- (4) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、大津市建設工事等指名停止基準又は大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア. 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ. 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ. 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ. 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (8) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。
ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア. 資本関係

(ア)親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ)(ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ. 人的関係

(ア)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ)一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ)(ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(9) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(10) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有している者であること。

(11) 直近2年間において国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体の施設において、自ら自動販売機を設置した実績を2件以上有していること。

4 入札参加の申込み

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

※資格確認書類

ア. 一般競争入札参加申込書（様式第1）、誓約書

イ. 役員名簿（様式第2の2）

ウ. 証明書類（各証明書は発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。）

(ア)登記事項証明書又は身分証明書

(イ)印鑑証明書

(ウ)納税証明書（納期が到来した全ての税目で未納がないことが分かるもの）

- a 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
- b 支店、営業所等が大津市に存する場合には大津市税分（大津市発行）
- c 消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※a及びbは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。

※法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けていつものにあっては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けている事を証する書面を提出すること。

エ. 実績調書（様式第1の1）

※直近2年間において国（公社又は公団を含む。）又は、地方公共団体の施設において、自ら自動販売機の設置した実績を2件以上記載し、契約実績が証明できる書類（契約書、委託書等）の写しを添付すること。

（2）申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること

（3）入札要領の配布及び入札参加資格の審査の申請の期間及び場所は、次のとおりとする。

ア. 受付期間 令和8年1月22日（木）から同年2月12日（木）まで（大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ. 受付場所 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター 1階事務室
(電話番号 077-527-0025)

ウ. 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、次号記載の郵送先及び郵送方法にて受付期間内に到着したもののみ有効とする。

【郵便入札送付用封筒記入例】を確認すること。

エ. 郵送先 〒520-0814 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター 宛て

オ. 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便

（これ以外の方法により提出した場合は、受付期間内に到着したものであっても無効とする。）

（4）書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（5）提出された書類は返却しない。

5 契約条項を閲覧する場所

前項第3号に規定する期間及び場所において閲覧に供する。

6 資格確認結果の通知

（1）入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和8年2月20日（金）までに入札参加資格がないと認定された者についてのみ、一般競争入札参加申込書に記載のメールアドレス宛に一般競争入札参加不適格通知書により通知する（参加資格のある者についての通知は行わない）。

（2）審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第3項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

7 入札参加資格のない者への理由説明

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に書面により説明を求めることができる。

説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。

8 質問及び回答

公告の内容等に対する質問及び回答は次により行う。

(1) 提出方法等

疑義がある場合は、令和8年2月12日（木）午後3時までに質問書を大津市生涯学習センターへ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、大津市生涯学習センターへ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先メールアドレス otsu2462@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-527-0025

(2) 回答方法

令和8年2月20日（金）、大津市ホームページ上に回答を掲載するものとする。

9 入札

(1) 入札方法

ア. 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。

一般書留郵便又は簡易書留郵便により、大津市生涯学習センターへ到達期限の令和8年3月5日（木）までに到着するように郵送するものとする。

イ. 前項の規定により入札書を郵送する場合には、【郵便入札送付用封筒記入例】により封筒に入札書を入れ、封かんし、表側に「大津市生涯学習センター宛」と記載した上で、「入札書在中」の標記並びに入札件名及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。

ウ. 郵送に使用する封筒は任意の物とし、入札書については（様式第6）の様式を使用すること。
また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。

エ. 入札郵送後において、開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合において辞退の申出は任意の様式による入札辞退届による。

オ. 入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換えをすることができない。

カ. 今回の入札は、予定価格（最低貸付料）を事前に公表しているため、開札の結果、落札者がいな
い場合でも、原則、再度の入札は行わない。

(2) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（3年間の合計額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札説明会

実施しない。

10 入札保証金

大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）第5条による。

11 入札の中止

次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

- (1) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

12 入札の無効

- 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
 - (2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - (3) 第9項第1号に指定する到達期限より後に大津市生涯学習センターに到達した入札
 - (4) 1枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札
 - (5) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。
 - (6) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
 - (7) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
 - (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
 - (9) 最低貸付料を下回る価格の入札
 - (10) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
 - (11) 入札書が同封されていない入札

13 開札

開札の立ち会い

- (1) 入札参加者は開札に立会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書を令和8年3月4日（水）正午までに大津市生涯学習センターへ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※ 電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、大津市生涯学習センターへ電話連絡すること。
送信先アドレス otsu2462@city.otsu.lg.jp
送信先ファックス番号 077-525-1490
電話番号 077-527-0025
- (2) 本人又は法人の代表者以外の者（以下「代理人」という。）が立会いを希望する場合は、立会人委任状を開札当日に持参しなければならない。
- (3) 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。
- (4) 入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、施行令第167条の8第1項及び契約規則第10条第2項に基づき、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ、開札するものとする。
- (5) (1)に定めた期日までに開札立会申請書の提出が無い者は開札に立会うことができない。また、開札立会申請書が提出されている者であって代理人が立会を希望する場合、開札当日に立会人委任状を持参しなければ開札に立会うことができない。

14 落札候補者の決定方法

落札者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 最低貸付料以上の額かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

15 開札結果

開札結果は、落札者には落札結果通知書で、落札者以外の入札参加者には入札結果通知書で一般競争入札参加申込書に記載のメールアドレス宛に通知する。

16 契約の締結

落札者との賃貸借契約は、次に掲げる方法による。

- (1) 賃貸借契約書（様式第3号）により、令和8年3月24日（火）までに行う。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 契約は入札参加者の名義で行うこと。
- (5) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。

17 契約保証金

契約規則第24条による。

18 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

18 落札情報の公開

大津市は契約相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）及び契約金額について公表することができる。

問合せ先

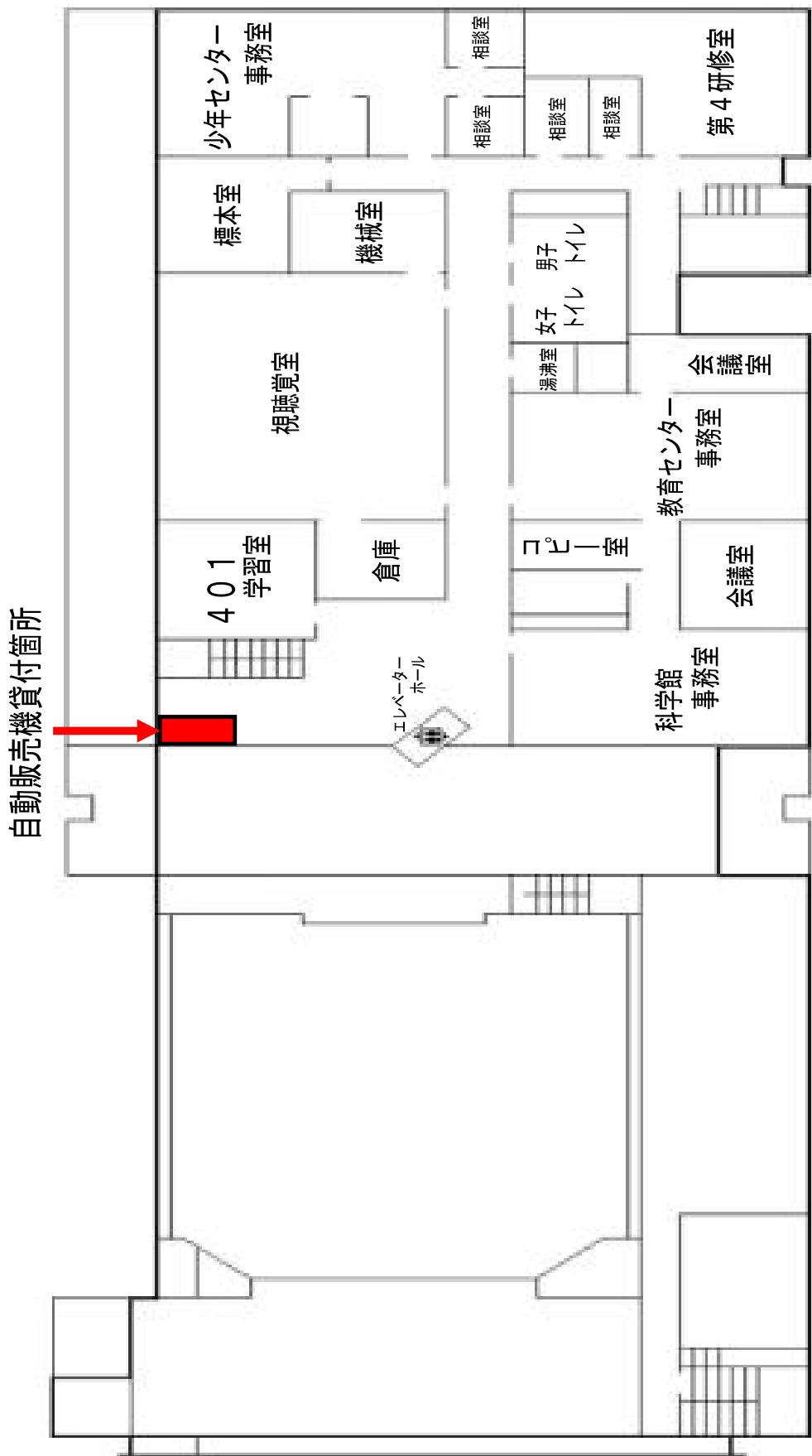
大津市本丸町6番50号
大津市生涯学習センター（1階事務室）
電話(077)527-0025（直通）担当 佐藤

貸付箇所現況写真

設置場所：大津市生涯学習センター4階



大津市生涯学習センター4階見取り図



【入札参加申込み・郵便入札送付用封筒記入例】

※記入例は全て長形封筒ですが、封筒のサイズに指定はございません。

※②入札書について必要事項の記入漏れがある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。

① 参加申請書等

➤ 封筒に直接記入する場合（以下のとおり「表面」に記入してください。）

《表》

入札参加申請書在中	
〒520-0814 大津市本丸町6番50号	
大津市生涯学習センター宛	
件名：大津市生涯学習センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け	
受付期限：令和8年2月12日	
申請者：住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	

「受付期限」を記入してください。

入札参加申請書の提出（発送）日ではありません。

➤ 封筒に記入形式を貼付する場合

（必要事項を記入・カラー印刷し、点線に沿って切り取り封筒の「表面」に貼付してください。）

入札参加申請書在中	
〒520-0814 大津市本丸町6番50号	
大津市生涯学習センター宛	
件名	大津市生涯学習センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け
受付期限	令和8年2月12日
申請者	住所
	〒
	商号又は名称
代表者職氏名	

参加申請書等の郵送用封筒に封印は不要です。

②入札書の記入例は次ページです。間違えないよう注意してください。

② 入札書

- 封筒に直接記入する場合（以下のとおり「表面」に記入してください。）

《表》

〒520-0814 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター宛		入札書在中 朱書き
件名：大津市生涯学習センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け		
入札(開札)日：令和8年3月6日		
入札者：住所 商号又は名称 代表者職氏名		

- 封筒に記入形式を貼付する場合

（必要事項を記入・カラー印刷し、点線に沿って切り取り封筒の「表面」に貼付してください。）

入札書在中		
〒520-0814 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター宛		
件名	大津市生涯学習センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け	
入札(開札)日	令和8年3月6日	
入札者	住 所	〒
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

《裏》

